

広島県告示第六百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年九月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県広島市南区宇品町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
金輪島A（一九六）	急傾斜地の崩壊	金輪島A（一九六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島A（一九六一）	急傾斜地の崩壊	金輪島A（一九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島A（一九六一）	急傾斜地の崩壊	金輪島A（一九六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島B（一九七）	急傾斜地の崩壊	金輪島B（一九七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島B（一九七一）	急傾斜地の崩壊	金輪島B（一九七一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島D（二〇〇）	急傾斜地の崩壊	金輪島D（二〇〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島三八四（五五五六）	急傾斜地の崩壊	金輪島三八四（五五五六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島三九七（五五五七）	急傾斜地の崩壊	金輪島三九七（五五五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
金輪島A（五五一〇）	急傾斜地の崩壊	金輪島A（五五一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
宇品町（五五一三）	急傾斜地の崩壊	宇品町（五五一三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

金輪島E（ 五五二七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	金輪島E（ 五五二七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
金輪島E（ 五五一七― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	金輪島E（ 五五一七― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
金輪島E（ 五五一七― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	金輪島E（ 五五一七― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
金輪島E（ 五五一七― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	金輪島E（ 五五一七― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
金輪島二三 二（五五一 八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	金輪島二三 二（五五一 八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
宇品町金輪 島（三一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	宇品町金輪 島（三一― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
金輪島谷川 （八八五）	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （八八五）	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （八八五隣	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （八八五隣	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （五〇二六	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （五〇二六	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （五〇二六 隣）	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （五〇二六 隣）	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （五〇二九	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （五〇二九	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （六二五五	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （六二五五	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （六二五六	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （六二五六	土石流	次の図のとおり
金輪島谷川 （六二五六 隣）	土石流	次の図のとおり	金輪島谷川 （六二五六 隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。